



平成25年度版

# 環境白書

## 概要版



静 岡 県

## ごあいさつ



昨年の世界文化遺産・富士山の登録に続き、本年6月に、南アルプスがユネスコエコパークに登録され、本県の魅力が新たにまた一つ、世界水準として認められました。

今を生きる私たちは、富士山や南アルプスをはじめとする豊かな自然環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

県では、平成23年3月に策定した第3次静岡県環境基本計画に基づき、県民、事業者、行政などの全ての主体が、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの変革を図り、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会づくりを促進することにより持続可能な社会となるよう様々な施策に取り組んでいます。

「低炭素社会」づくりでは、恵まれた日照環境を活かした太陽光発電の導入促進のほか、富士山の豊富な地下水を冷暖房等に活用する熱交換システムの普及など、地域の資源をエネルギーとして活用する取組を推進しています。

「循環型社会」づくりでは、環境への負荷低減に向け、ふじのくにエコショップ宣言制度などの3Rの啓発や、家電などの各種リサイクル法の推進とともに、資源として利用できない廃棄物の適正処理を進めています。

「自然共生社会」づくりでは、生物多様性確保のため、希少野生動植物の保全や富士山における来訪者の植生に及ぼす影響把握に取り組むほか、リニア中央新幹線事業などの大規模な開発事業が環境に与える影響などを確認し、事業者への助言を通じて環境負荷の低減や環境の保全を図っています。

東日本大震災を契機に、家庭や事業所などにおける省エネ・節電や3Rをはじめとする環境保全の取組が進みましたが、温室効果ガスや廃棄物の排出量の抑制にも配慮しつつ、同時に経済活動も発展させていく必要があることから、両者の適切な均衡を図ることが、今後一層求められることになります。

そこで、本白書では、持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆様と共に考え、共に行動していくために、環境の現状と平成25年度の環境施策の実施状況を掲載しました。

皆様の環境に対する理解や関心が更に深まり、環境の理想郷“ふじのくに”の創造に向けた具体的な行動の実践、継続、拡大のきっかけとなれば幸いです。

平成26年9月

静岡県知事 **川勝平太**

〈表紙〉「赤石岳とハクサンイチゲ」



千枚小屋から富士を望む

## 目 次

### 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

I	ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	3
II	低炭素社会に向けた取組	5
III	循環型社会に向けた取組	7
IV	自然共生社会に向けた取組	9
	良好な生活環境の確保	11
	平成25年度の主なトピックス	13

「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」  
の構築をめざした施策を総合的に展開します。



# 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

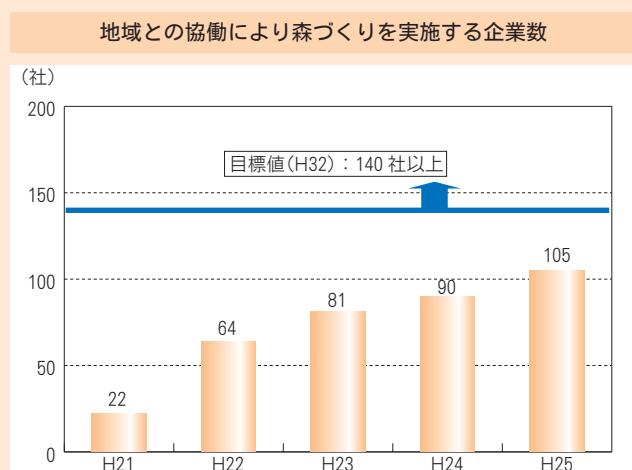
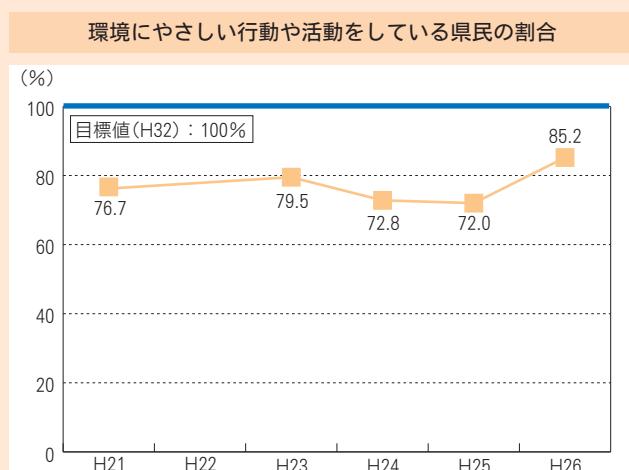
## I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

### 現 状

○平成26年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は、85.2%と、前年度の72.0%から13.2ポイント向上しました。一方、全く実践していない県民の割合は、前年度の4.0%から1.3%になりました。家庭や事業所での節電や省エネ意識等は定着しつつありますが、温室効果ガス排出量の抑制に配慮しつつ、経済活動も発展させていく必要があることから、引き続き、一人ひとりの様々な環境配慮行動の定着が求められます。事業所においては、エコアクション21などの環境マネジメントを省エネを進めるツールとして取り入れる動きがあり、県内のエコアクション21の認証事業所数は、全国1位を維持しています。

○平成26年3月末現在で、「しづおか未来の森センター」企業は105社と、平成21年度の22社から着実に増加しており、県民参加の森づくりへの理解と機運の醸成が進んでいます。

#### <ライフスタイル、ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向>



### 施策の展開

●地域の環境保全活動や学校等において実施される環境教育・環境学習を支援するため、環境学習指導員を地域や学校の環境学習会等に派遣しました。平成25年度は、109回、延べ223人を派遣し、4,131人が学習しました。

●地域や学校、家庭などの環境学習の実施にあたり、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として、18人（平成26年3月末現在）の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。



環境学習指導員による学習会の様子

●平成26年1～2月に、県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等62団体が参加する環境学習フェスティバルを実施しました。フェスティバルの期間には、93の環境学習会が開催されました。

●森づくり活動を行おうとする企業と森林所有者との仲介を行うなど、企業の森づくり活動への参加を促進するための取組を平成18年度から「しずおか未来の森センター」の名称で実施しています。この取組は、県が、森づくり活動を希望する企業等に活動のフィールドを紹介、関係者で協定を締結し、森づくりを進めるものです。県は活動実績に対して貢献度の認定と表彰を行っています。平成26年3月末までに、36社と協定を締結しました。



企業による森づくり活動

●通常の用紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体などに購入していただき、その費用により間伐材を搬出し森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の普及に取り組んでいます。

平成21年10月から製紙会社などの協力により取組が始まり、平成26年3月現在69の企業や団体が参加しています。



袋井市立今井小学校と袋井土木事務所による太田川「リバークリーン作戦」

●環境保全活動を協働により推進するため、地域、市、県が同意書を取り交わし、三者が一体となって地域の共有財産である河川の美化を図るリバーフрендシップ事業を平成15年度から行っています。平成26年3月末現在、427の団体が延長441.6kmの河川美化に取り組んでいます。

●事業活動見える化する環境マネジメントへの取組は、企業の事業活動における環境負荷軽減に貢献することが期待されています。このため、県では、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムの開催のほか、静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場や事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目にしています。

●環境分野など県内中小企業が製品化を目指して取り組む、試作品の研究開発や実証試験を支援する「試作・実証試験助成」を実施しており、平成25年度は環境分野では7社を助成しました。なお、平成22年度から平成25年度までに助成した7社が小水力発電機や微生物酸化分解測定装置などを製品化しました。また、产学官が連携して取り組む、太陽エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」については、県内中小企業4社に助成しました。

●環境分野の製品開発を行う県内中小企業の情報を発信し、販路開拓を進めるため、首都圏で開催される展示会に県ブースを設置するなどの支援を行っており、「エコプロダクツ2013」には県内企業9社・団体が出展し、103件の商談を行いました。また、環境関連技術の海外展開を支援するため、需要拡大が期待される中国環境市場をターゲットに、中国浙江省商務庁主催「2013中国浙江ビジネスウィーク」に参加し、浙江省の環境行政部門や環境関連企業に対する展示商談会「日中環境ビジネス商談会in浙江」を開催しました。県内の6企業・団体が参加し、12件の商談が行われました。

## II 低炭素社会に向けた取組

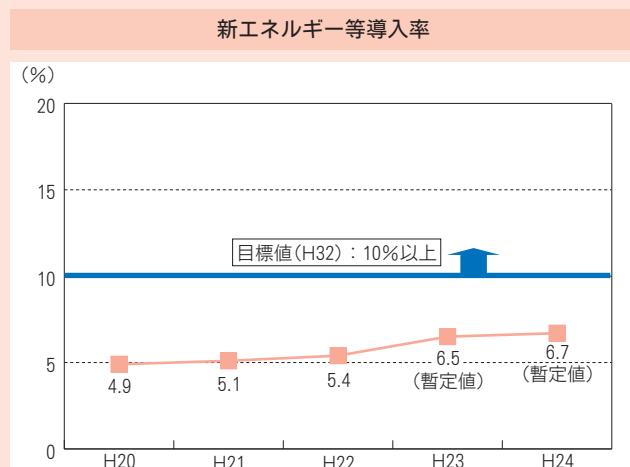
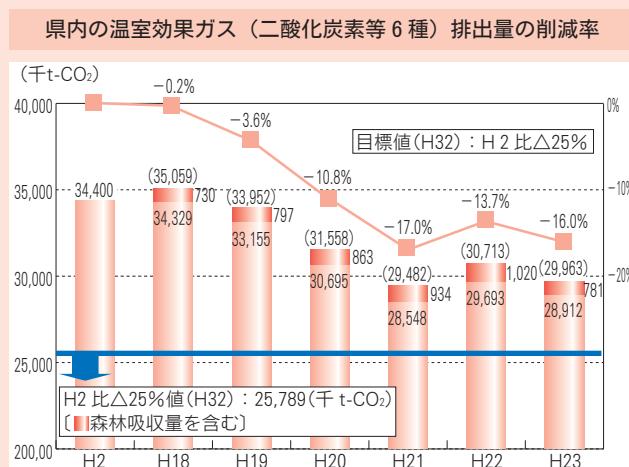
### 現 状

○平成23年度における県内の温室効果ガスの排出量は、森林吸収量を含めると28,912千トン-CO<sub>2</sub>となり、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ16.0%の減少となっています。なお、排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成2年度に比べると全体では約6%減少していますが、部門別では、産業部門は減少し、家庭部門では増加しています。

○新エネルギー等の導入率は着実に増加しており、平成22年度に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で設定した目標「平成32年度（2020年度）末までに10%」を、前倒して達成するよう取り組んでいます。特に、太陽光発電は平成24年度に当初目標の30万kWから90万kWに見直しましたが、平成25年度には更に110万kWに上方修正し、普及に取り組んでいます。

○静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haです。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源のかん養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有しています。県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、平成25年度に「静岡県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定め、効率的な森林整備を推進しています。

#### <低炭素社会に向けた取組：主な環境指標の動向>



※H22までは「しづおか新エネルギー等導入戦略プラン」(H15.3)に、H23からは「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」(H23.3)に基づき算定

※H23以降は、国の確定値が公表されておらず、暫定値を用いている。

### 施策の展開

●地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、平成23年度から県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。

平成25年度には、家庭、職場、学校、地域で行う、地球温暖化防止に向けたユニークで自発的な取組を募集・公表・表彰するエコチャレンジACTION事業に、1,517チーム95,925人が参加しました。また、「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、約16万2千人が参加し、二酸化炭素換算で約2,700トン-CO<sub>2</sub>を削減しました。



『ふじのくにエコチャレンジ』には、ホームページから参加登録ができます (<http://f-ec.net/>)

●静岡県地球温暖化防止条例では、一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け、県がその概要を公表する温室効果ガス排出削減計画書制度を規定し、社会や市場での評価を通じた、事業者の自主的・計画的な地球温暖化防止のための取組を促進しています。

事業者から提出された平成24年度の温室効果ガス排出削減報告による総排出量は10,720千トン-CO<sub>2</sub>で、基準年度（平成22年度）に対して260千トン-CO<sub>2</sub>の減少、率にして1.8%の減少となりました。

●富士山周辺は、富士山からの豊富な地下水・湧水に恵まれ、既存の井戸も多数あることから、県では、これらの地域特性を活かした、地下水熱交換システムの普及に取り組んでいます。まだ知名度の低い、このシステムについて知っていたいだくため、平成25年度は、富士宮市と富士市内にこのシステムを使ったエアコンをモデル的に設置し、見学開放しました。また、平成26年度中の導入適地マップ等の作成に向けて、富士山周辺の地下水温や地下水水面までの距離等の測定を実施しています。

●県では、全国有数の日照条件に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーを活かしたエネルギーの地産地消を進めています。

平成25年度は、住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成や、中小企業等の導入支援として県の制度融資の利率を引き下げるなど、住宅から事業所まで幅広く導入を支援しました。

また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設への太陽光発電や蓄電池の導入を支援しました。



太陽光発電設備導入事例（県立天竜高等学校）



電気自動車

●走行中に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出量が少ないE VやP H Vを普及し、環境負荷の少ない自動車社会の構築に向けて、官民で構成する「ふじのくにE V・P H V普及協議会」を中心に、本県の地域特性を活かしたE VやP H Vの普及促進に取り組んでいます。

航続距離が短いことがE V普及の妨げになっていると言われていることから、県では、富士山静岡空港など6か所に整備した急速充電器を一般開放しています。

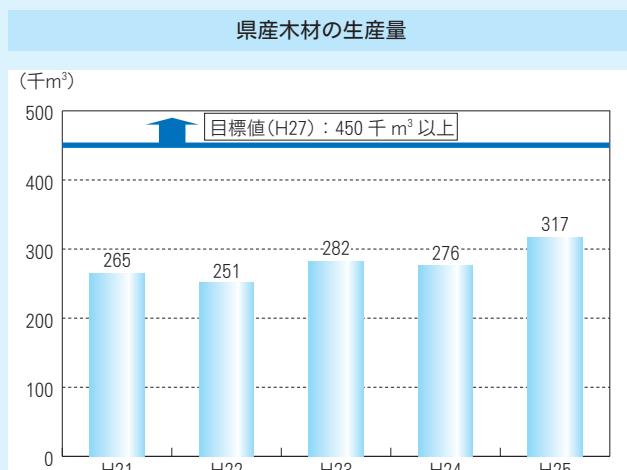
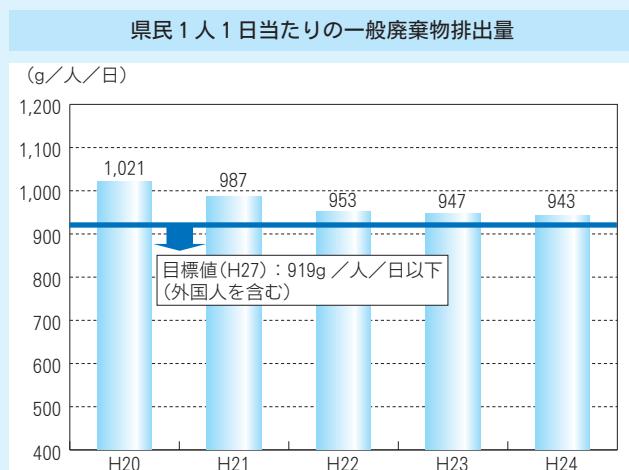
●二酸化炭素の吸収源として認められる森林を確保するため、①効率的な森林整備の推進、②保安林の適正な管理・保全等の推進、③木材及び木質バイオマス利用の促進、④県民参加の森林づくり等の推進、⑤森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進しています。

### III 循環型社会に向けた取組

#### 現 状

- 本県の平成24年度の一般廃棄物排出量は約131万8千トンで、これは県民（外国人を含む）1人1日当たり943グラムのごみを排出したことになり、前年度の947グラムから4グラム減少しました。
- また、平成24年度の産業廃棄物排出量は、1,103万トンで、前年度の1,141万トンに比べて、約38万トン減少しました。
- 本県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の約6割は植林され、育てられた人工林です。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、木材として利用可能となる40年生を超えており、人工林から生み出される木材は、数少ない再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されていますが、林業生産活動の停滞により、その資源量に見合った十分な利用がされていません。
- 平成23年度の県内の水の年間需要量は、約42.4億m<sup>3</sup>で、昭和45年度の55.2億m<sup>3</sup>から23.2%の減少となっていますが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについての啓発が必要です。

#### <循環型社会に向けた取組：主な環境指標の動向>



#### 施策の展開

- 第一次循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）では、「“まずは1割”ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成しました。第二次循環型社会形成計画（平成23年度～27年度）では一歩進めて「“さらに1割”ごみ削減運動」を展開しています。
- 環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売・飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年にスタートさせました。新規登録店舗の拡大のための訪問、魅力あるホームページづくり、登録店舗の取組事例集の配布などにより平成26年3月には863店舗まで登録が拡大しました。ふじのくにエコショップ宣言登録店は、ステッカーが目印です。



ふじのくにエコショップ宣言登録店ステッカー

<http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>

静岡県

- 産業廃棄物の排出量を抑制するため、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上、又は前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、450事業所が計画を策定しました。
- 平成22年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を実施しています。平成25年度は、土木・農林事務所発注の31工事で認定製品を使用しました。また、土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明、リサイクル認定製品を使用した工事現場の見学会を実施し、製品の理解を深め、活用に努めています。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、違反者に対しては違反行為のは正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を行っています。平成25年度は、15件の行政処分を行いました。
- 需要に応じた計画的生産、山元還元を増やす低コスト生産、流通コストをカットする直送販売に取り組むビジネス林業の展開を図るため、経営改革に意欲のある林業事業体と、異業種から林業への参画を目指す事業体に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する研修等を行いました。
- 「しづおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得にかかる費用の一部を助成しました（平成25年度 824棟）。なお、「しづおか優良木材」の主要な供給元となる「しづおか優良木材認定工場」は平成26年3月末現在、27工場となっています。
- 年17,000m<sup>3</sup>の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、公共部門における県産材の利用拡大に全般的に取り組んでおり、平成25年度には、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づく「市町村方針」を県内全市町が策定し、診療所や保育所の木造化、公民館や消防団詰所の内装木質化に取り組むなど、再生産可能な資源である木材の活用が進められています。
- 水に関する意識を高揚し、水の大切さや健全な水循環の重要性について県民各層の理解を図るために、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉えて、様々な啓発事業を行っています。特に、次代を担う子供を対象として、小学校4年生を対象とする「水の出前教室」などの啓発事業を重点的に行っています。平成25年度は68校4,153人が受講しました。
- 「内陸のフロンティアを拓く取組」の進行等に伴い、内陸部の地下水需要の増大が予想されることから、平成25年度から地下水脈ごとの利用可能量を把握する地下水賦存量調査に着手し、平成28年度までに県全域の調査を完了させる予定です。



県産材を使った保育園。温かみのある空間を演出しています。



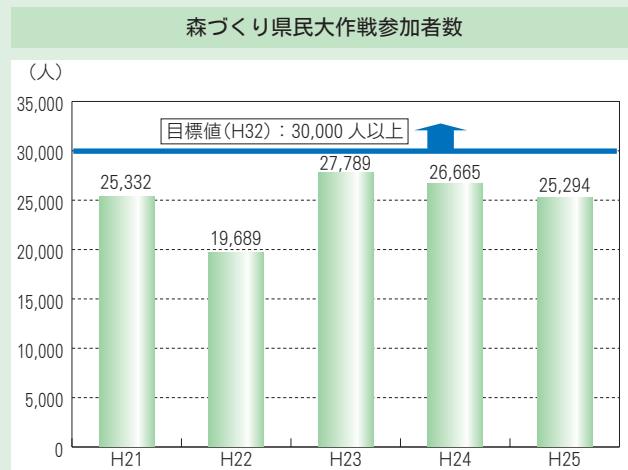
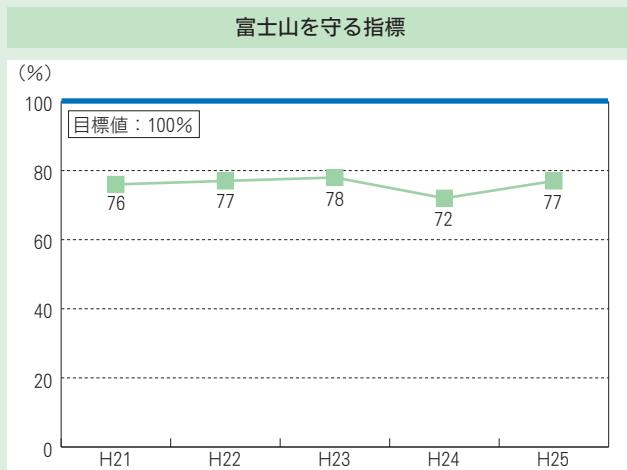
水の出前教室

## IV 自然共生社会に向けた取組

### 現 状

- 森林が県土の約3分の2を占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇る自然環境を有しています。
- 富士山の平成25年夏の登山者は31万人を超え、ここ数年は30万人前後で推移しています。世界文化遺産への登録により、外国人や登山初心者等、来訪者は多様化しており、環境負荷の増大が懸念される中で、県では多言語によるマナーガイドブックの作成・配布や富士山クリーンアップ大作戦等の清掃活動を通じて環境保全意識の高揚を図っています。静岡・山梨両県が富士山の現状や環境への負荷、環境保全対策・活動の状況などを把握する“ものさし”として定めた「富士山を守る指標」は、前年度より5ポイント改善しました。
- 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇り、哺乳類は47種、鳥類は390種、植物は3,499種の生育が確認されています。
- 県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種は絶滅のおそれがあるとされています。
- 豊かな自然と身近にふれあうことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置しています。春と秋に森づくり県民大作戦を開催しており、平成25年度の参加者は2万5千人を超えました。
- 里地・里山・里海には国土と生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能がありますが、こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業の持続的な展開や農山漁村の維持・発展を図るなど、人の継続的な関与が必要となっています。

### ＜自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向＞



※平成24年度からは新基準による評価

### 施策の展開

- 社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるため、緊急に整備が必要な森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、その再生のための森林整備を推進しています。
- 企業の森づくり活動を支援する「しづおか未来の森サポーター」制度や、企業や団体などに紙の購入により間伐材搬出にかかる費用の一部を負担してもらい未利用材の活用を進める「ふじのくに森の町内会」などを行っています。



- 富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」と定めています。子どもたちの富士山への親しみや興味を喚起し、自然を守り大切にする心を育てるため「ふじさんネットワーク」が作成した学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を県内の全小学6年生に配布するなど、富士山とともに地域の自然環境を守る大切な伝え、自発的な環境保全活動の実施を呼びかけています。また、ふじさんネットワーク会員有志で組織する「富士山エコレンジャー」が行う来訪者へのマナー啓発や自然解説等のボランティア活動の支援や、根原県有地の草原性植生を保全管理するための草刈をボランティアとともにに行なうなど、様々な主体との協働による自然環境の保全に取り組んでいます。



ボランティアによる根原県有地での草刈等

- 南アルプスの希少な高山植物を保護するために、ニホンジカの食害対策として、防鹿柵を設置するとともに、静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、高山植物の保護、登山者・公園利用者等に対する指導及び高山植物に対する県民意識の高揚に努めています。

また、南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の3県にわたる南アルプス地域について、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの登録を目指す関係10市町村の取組を、山梨、長野両県と連携して支援し、平成26年6月には、南アルプスのユネスコエコパーク登録が決定されました。

- 広域景観の形成を図るため、市町・住民等と連携して様々な取組を実施しています。平成24年度には世界文化遺産登録に向け、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、関係市町と連携し「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定しました。平成25年度は、山梨県、神奈川県とともに、主要な道路を中心に屋外広告物の適正な表示の普及啓発・改善のために一斉キャンペーンを実施しました。

- 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、アカウミガメを指定希少野生動植物として指定し、平成26年4月1日から採取や損傷などを禁止しました。これにより、指定希少野生動植物は、ホテイラン、ホティアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）、オオサクラソウ及びカイコバイモの7種類の植物と合わせ、8種となりました。

- 伊豆地域のニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成16年度から特定鳥獣保護管理計画を策定し適正な数まで減らすための個体数調整を行っています。平成25年度は、県が行う管理捕獲で2,800頭、狩猟や市町の有害鳥獣捕獲で4,309頭のニホンジカを捕獲しました。富士地域では管理捕獲で600頭、狩猟や有害鳥獣捕獲等で3,275頭のニホンジカを捕獲しました。

- 世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を行い、貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境・防災教育を行い、さらにこれらの活動を通じて、地域の持続的な発展を目指しています。

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しづおか運動」などの多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進するとともに、県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力して、地域の持続的発展に向けた活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支援しています。



田んぼの生き物調査（ふじのくに美しく品格のある邑「とうもんの里」）

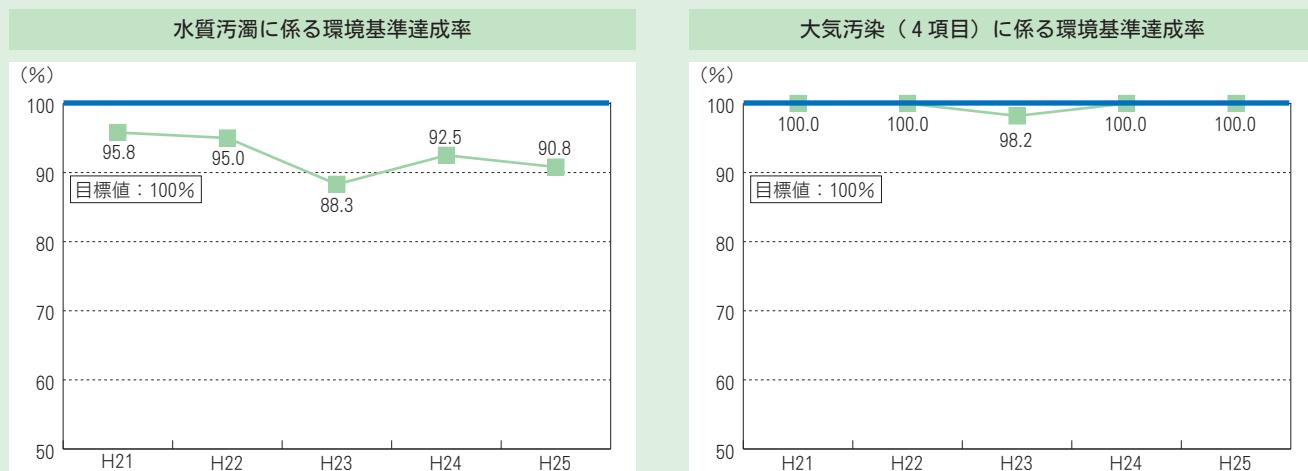
- 地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、多様な主体が協力し合い、自然環境を適切に保全するとともに、継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を定めています。里山などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮し、農村環境整備に取り組んでいます。

## IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

### 現 状

- 炊事、洗濯、風呂等日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、平成25年度末においては、全国35位で76.9%にとどまっており、全国の88.9%を下回っています。
- 平成25年度の生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、河川については96%でしたが、湖沼と海域については達成が難しい状況にあり、全体では90%前後で推移しています。
- 近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壤汚染が顕在化しています。平成25年度末の、県内における土壤汚染の事例数は法対象外も含めて141件で、そのうち浄化対策が終了したものは91件となっています。
- 平成25年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、100%となりました。しかし、微小粒子状物質は一般環境大気汚染測定期局9測定期局と自動車排出ガス測定期局2測定期局で、光化学オキシダントはすべて的一般環境大気汚染測定期局で環境基準を達成できませんでした。
- 自動車騒音については、平成25年度、面的な評価を実施した結果、199,506戸中185,477戸（適合率93.0%）で環境基準を達成しました。
- うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大しています。平成26年度の県政世論調査では「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は55.5%となり、基準年である平成22年度の53%から2.5ポイント増加しました。

#### ＜自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向＞



### 施策の展開

- 合併浄化槽の機能を適正に發揮させるために必要な保守点検、清掃、法定検査を、管理者責任を負う設置者が確実に履行するよう、講習会や県ホームページ等で周知しています。



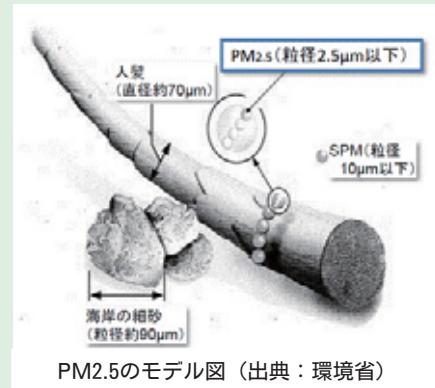
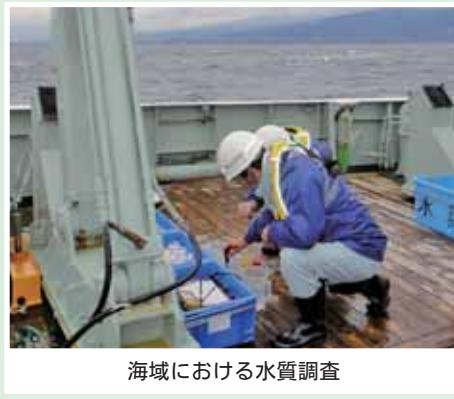
浄化槽をお持ちの方は、  
次の3つが法律で、  
義務付けられています！

1. 保守点検の実施  
(年に3～4回以上)
2. 清掃の実施  
(年に1回以上)
3. 法定検査の受検  
(年に1回)

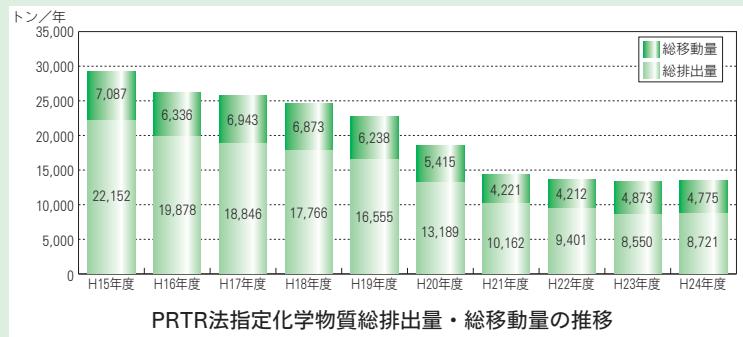
水環境を守るために、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。

- 42河川、2湖沼、海域について環境基準の類型を設定しており、平成6年度から平成21年度までに環境基準の見直しのため36水域について調査・解析を行い、18水域について上位類型に変更しました。また、水生生物の保全に係る環境基準の類型について、平成25年度までに42河川、2湖沼について設定しています。

- 一般環境大気測定局59局と自動車排出ガス測定局9局を設置し、平成23年度から追加した微小粒子状物質(PM2.5)を含む5項目について常時監視を行っています、測定結果を基に環境基準の適否判定、緊急時の措置及び規制効果の評価を行い大気汚染の未然防止に努めています。



- 有害化学物質の排出量等の情報を県民に積極的に提供することにより、事業者による自主的な削減を進めています。県は、PRTR（化学物質排出・移動届出）制度に基づいて届け出されたデータをまとめ、冊子や県ホームページで紹介しています。



- 公園や歩道などの公共的空間の一体的な緑化を推進するため、平成25年度には15か所の公共的施設等に緑化を行いました。また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、本県に適した緑化手法や管理手法などの検討を進めています。

- 大規模な開発事業の実施に際し、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くなど十分な環境保全対策を講じるよう環境影響評価を行っています。本県では、環境影響評価法の対象事業に加え、環境影響評価法の対象に満たない規模や対象外の事業について、静岡県環境影響評価条例の対象とし、県内で実施される大規模開発事業について幅広く環境影響評価を行うこととしています。

- 県内では、現在、リニア中央新幹線等の多くの事業が計画されており、環境影響評価を実施して、より効果的な環境負荷の低減及び良好な環境の保全を図っています。



## 平成25年度の主なトピックス

### ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

#### ～鎮守の森や里山など身近な自然の魅力を伝える～

#### 「静岡県鎮守の森ガイドブック」「しづおか環境学習マップ」を作成しました。

都市部に残る貴重な自然環境であり、地元の方々に大切に守られてきた神社やお寺の寺林を、身近な自然として再認識するために「静岡県鎮守の森ガイドブック」と「しづおか環境学習マップ」を作成しました。

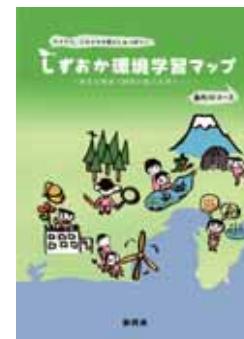
「静岡県鎮守の森ガイドブック」は、県内の鎮守の森50箇所の自然、歴史、日常の利用方法などを掲載し、自然とのふれあいや環境学習の場、防災拠点（命山）など、鎮守の森との新たな関わり方を提案しています。

「しづおか環境学習マップ」は、鎮守の森ガイドブックに掲載する50箇所から、身近な地域の環境を学ぶことができる10のモデルコースを設定し紹介しています。

また、学校や自治会、子ども会などで活用できるように、環境学習指導員や教員を対象とする研修会を開催しました。鎮守の森や里山の新しい魅力の発見と、その魅力について広く発信していただこうことを期待しています。

鎮守の森ガイドブックと環境学習マップは、県ウェブサイトからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-080/mori/index.html>



(左) 静岡県鎮守の森ガイドブック  
(右) しづおか環境学習マップ



研修会の様子

### 低炭素社会に向けた取組

#### 家庭における省エネ対策を推進しています。

県内の温室効果ガス排出量は、家庭からの排出量が増加しており、各家庭における省エネ対策の推進が重要になっています。県では、静岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、一般家庭を対象に省エネ・節電に関するアドバイスを行う「うちエコ診断」を無料で実施しており、平成25年度は113軒の家庭を診断しました。

「うちエコ診断」では、環境省から認定された診断員が受診家庭の光熱費などの情報をもとに、「どこから、どれだけCO<sub>2</sub>が出ているか」の分析や、平均的な家庭と比較し「あなたの家のエコロジー度」を判定します。また、CO<sub>2</sub>削減目標を設定し、今後のライフスタイルの変更や家電製品の買い替え、機器の導入などによるCO<sub>2</sub>の削減効果や光熱費の節約効果を試算するなど、省エネ対策を提案します。受診した家庭からは、「手間がかからず、楽しかった。」、「我が家の現状が数字やランキングで示され参考になった。」など好評を得ています。



うちエコ診断書



うちエコ診断の問い合わせは、静岡県  
地球温暖化防止活動推進センターまで  
☎ 054-271-8806

## 循環型社会に向けた取組

### ● 森林・林業研究センターへ木質ペレットを燃料とした空調設備を設置しました。

県では、環境と調和した持続可能な社会の形成を目指すため、平成24年3月に「静岡県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの利活用率向上に取り組んでいます。この計画では、各種バイオマスのうち、発生量が多い割に利活用の進んでいない間伐材と食品廃棄物・生ごみの利用の促進に重点的に取り組むこととしています。この取組の一環として、農林技術研究所森林・林業研究センターでは、間伐材等を主な原料とした木質ペレットを燃料に使う「木質ペレット焚冷暖房機」を、平成25年2月に導入しました。

今回導入した冷暖房機は、「吸収式」という方式により、木質ペレットを燃やして出た熱を、暖房（発生した熱を直接利用）にも冷房（水が蒸発するときに奪う熱（気化熱）を利用）にも利用できるものです。一般的な重油を燃料とした冷暖房機が年間に使用する約1万リットルの重油を木質ペレットに置き換えることで、40m<sup>3</sup>の間伐材が利用されるとともに、30トン近い二酸化炭素の排出が削減される見込みです。

本施設により木質ペレットの有用性を実証し、県内の他の公共施設への導入を促進していきます。また、引き続き全てのバイオマスについても利用率向上に取り組んでいきます。



木質ペレット



木質ペレット空調設備の全景

## 自然共生社会に向けた取組

### ● 富士山南麓における「植生保全パトロール」を実施しました。

富士山の豊かな自然、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくため、県民、企業、NPO等と行政が協働し、草原性植生の保全管理、火山荒原における自然植生復元等、富士山の自然生態系の保全を図っています。

平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録され、来訪者の増加が予想されたことから、気軽に訪れることが可能で人為的影響が顕著に現れやすい南麓（標高1,400～2,500m）について、県、ボランティアが協働して、植生保全パトロールを実施しました。パトロールの結果、静岡県レッドデータブックや環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧種等の希少な植物が107地点で13種、1,133個体が確認されました。

一方、歩道の複線化や拡幅により、希少な植物の踏み付けが懸念された他、土壤浸食による植生崩壊やシカの食害による樹木の樹皮剥ぎ等、自然生態系に影響を与えていた地点が多数あることもわかりました。

今後も、国内外からの来訪者増加による自然生態系への影響が懸念されますが、県では、植生保全パトロールを継続するなど、引き続きボランティア等との協働により、富士山の自然生態系の保全に努めていきます。



植生保全パトロールの様子

